

新庁舎北棟整備工事に係る公募型プロポーザルの審査結果について

公募型プロポーザルにより技術提案を募集した、新庁舎北棟建築工事（デザインビルド方式）について、「新庁舎北棟整備工事に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき結果を通知します。

1. 業務名

新庁舎北棟建築工事（デザインビルド方式）

2. 選定事業者名

区分	事業者	点数（/100点）
優先交渉権者	門倉組・三橋設計特別共同企業体 代表者 株式会社門倉組	80.63点

3. 選定方法

①参加表明受付（書類審査）

参加申し込みのあった1事業者の資格要件や業務実績、技術者の配置予定について審査しました。

②プレゼンテーション審査及び質疑応答

1者より提出された、配置予定技術者の資格や実績を確認するとともに、技術提案書を基にプレゼンテーション及び質疑応答を行い、その内容について各審査員により評価し事業者を選定しました。

4. 選定委員会

「新庁舎北棟整備工事に係る受託候補者選定委員会」を設置し、事業者を選定しました。

5. 選定理由

選定した事業者の技術提案は、プロポーザル実施要領や要求水準書の内容を把握するとともに、住宅のほか、法務局、ラディアン、花の丘公園など様々な公共施設が近接する建設予定地周辺の環境をよく理解し、配慮されたものでした。

仮囲いや誘導員の配置、ゲートの管理等基本的な管理を丁寧に行うとともに、歩行者の安全確保や工事車両をきっかけとした渋滞予防の配慮など細部に渡り、安全対策への注意が見られ、円滑な工事施工が期待できる技術提案でした。また、工事への理解を促すための近隣周知や情報提供、地域貢献についても様々な提案が見受けられました。

特に着目した点としては、実施設計段階から、定期的に課題や工事費を管理する体制づくりのほか、デザインビルド発注方式のメリットを生かし、施工計画や生産計画、資機材調達の調整を並行して進め、定例会議等にも、施工担当者が積極的に参加して検討するということでした。

工事の品質確保においても、施工計画や手順書等の周知を着実に作業員と共有するとともに、地盤改良や基礎工事など工程段階に応じた検査徹底するなど、事業者が一丸となって工事に取り組む意気込みが感じられました。

以上のことから、本業務の趣旨、課題を的確に把握するとともに、事業遂行能力が優れており、各審査員の採点項目において高評価を得たことから、優先交渉権者として選定しました。